

## 田中次郎:自然史学会連合ニュース

定期総会が1997年10月25日(土)国立科学博物館分館で開催されました。速水格連合代表の開会挨拶の後、小野幹雄種生物学会代表を議長に選出し、以下の事項が報告・審議されました。

### 報告事項

1. 現在(1998.1.1)の加盟団体は下記の33学協会です。種生物学会・植物分類地理学会・植物地理分類学会・地衣類研究会・地学団体研究会・(社)東京地学協会・日本遺伝学会・日本衛生動物学会・日本貝類学会・日本花粉学会・日本魚類学会・日本菌学会・日本蜘蛛学会・日本古生物学会・日本昆虫学会・(社)日本植物学会・日本植物分類学会・日本人類学会・日本生態学会・日本生物地理学会・日本藓苔類学会・

日本藻類学会・日本第四紀学会・日本地質学会・日本地理学会・(社)日本動物学会・日本動物行動学会・日本動物分類学会・日本鳥学会・日本ベントス学会・日本哺乳類学会・日本鱗翅学会・日本霊長類学会(あいうえお順)

2. 自然史学会連合第3回シンポジウム「動物たちの過去、現在、未来—絶滅の動物学—」は1997年10月25日(土)、国立科学博物館分館の講堂で行われました。科研費を受けた日本動物分類学会および国立科学博物館が共催者です。演題は「中生代の環境変動と恐竜などの大量絶滅」(平野弘道, 早稲田大学教育学部), 「ズーストック計画—動物園における種保存計画から—」(中川志郎, 東京動物園協会), 「アホウ

ドリはよみがえるか」(長谷川博, 東邦大学理学部), 「地球規模で広がる海洋汚染—海の哺乳類からのメッセージ—」(宮崎信之, 東京大学海洋研究所大槌臨海研究センター), 「人類の起源と将来」(馬場悠男, 国立科学博物館人類研究部)の5題です。当日約200名の入場者があり盛況でした。

3. 文部省科学研究費時限付分科細目「自然史科学」の本年度審査員(6名)の変更はありません。申請件数が多くないと、最終年度(平成11年度)で打ち切られる心配があるので、この分科細目のもとに多くの申請が出されることを希望します。

### 審議事項

1. 地衣類研究会の当連合への加盟が認められまし

た。同様な加盟申請があった場合には、定期総会で審議します。

2. 新連合代表には現代表の速水格古生物学会代表が信任投票により圧倒的多数で再任されました。任期は2年です。また運営委員は団体代表の中から多岐にわたる分野の研究者7名程度を総会で選出することになっています。今総会では速水格(日本古生物学会), 西田治文(日本植物分類学会), 馬場悠男(日本人類学会), 田中次郎(日本藻類学会), (日本地質学会) 斉藤靖二が留任し, 新たに上島勳(日本貝類学会), 松浦啓一(日本魚類学会), 遠藤秀紀(日本哺乳類学会)の各氏が選任されました。任期は2年です。

### 3. 今後の運営

- 1) 第4回シンポジウムの開催を予定していますが, テーマや共催学会などは運営委員会に一任します。
- 2) 科研費の審査委員についての選定方針を決定しました。今夏に学術会議より諮問があるはずなので昨年と同様, 動物科学, 植物科学, 地球科学, 生物科学一般の基本的な4グループに分けて不公平のないように審査委員を選定します。
- 3) (社)日本動物学会が推進するプロジェクトのガイアリスト21の後援を依頼された際には日本動物学会とともに具体的な方法を考えることに決定しました。
- 4) 国立科学博物館のサーバーを利用してホームページを開設準備中です(<http://www.kahaku.go.jp/>)。今後は各学会に情報の提供をお願いしていきます。
- 5) 「大学博物館と模式標本類の保全についての要望」という文書を連合代表名で大学当局宛に送付します。配布した文案(下記に掲載:資料)に対してご意見のある方は早急に学会代表(田中)までお寄せ下さい。

### 資料

「大学博物館と模式標本類の保全についての要望」 自然史学会連合代表 速水格 自然史学会連合は、1995年に自然史(Natural History)に関連が深い動植物および地学関係の多くの学協会の合意によって設立されました。戦後ともすると衰退しがちであった我が国の自然史の研究・教育を「自然と人類の共生」を最重要課題とする新時代に向けて振興することを目的として、種々の活動を始めております。

現在、自然史の研究と教育は多くの問題に直面しておりま

## 資料 (続き)

すが、中でも懸念されることの一つに研究資料標本の保全の問題があります。近年、いくつかの大学では大学付属の博物館(ユニバーシティ・ミュージアム)の建設に努められ、少しずつこの方面の進展が見られますが、一方ではスペース不足がきわめて深刻になり、定員削減などによって標本の整理・保全にあたる人員(キュレーター)の確保がますます困難になる傾向があります。

自然史学会連合では、このような現状に鑑み、自然史の研究者と標本類を擁する各大学の執行部の方々に、下記の(1)ユニバーシティ・ミュージアム(またはこれに相当する施設)設立の推進、および(2)動物・植物・化石の模式標本類の保全につき、要望書をお送りして特別のご配慮を賜りたいと考えました。また、御執行部より動物学・植物学・古生物学・地質学・人類学などの標本を所有する大学の学科・講座・研究室の方々に、次の要望があったことをお伝えいただきたくお願い申し上げます。

## 大学博物館について

ユニバーシティ・ミュージアムの必要性については、すでに学術審議会学術情報資料分科会から中間報告が提出され(1995.6.16)、「学術標本の知的資産としての価値を評価し、これらの体系的な整理・保存を行うこと、データベース化によって情報の円滑化と研究の促進を図ること。開かれた大学を目指して研究成果を一般に公開し、生涯教育にも資すること」がうたわれております。自然史学会連合は、この報告に全面的に賛同し、その実現が我が国の自然史研究・教育を根付かせ振興するきわめて重要なステップになると信じます。このユニバーシティ・ミュージアム構想が各大学で実現に向けて具体化することを強く願っております。

大学などの研究・教育機関では、動物学、植物学、地質学、人類学などの野外研究に関連して、過去および現在の研究者や学生による研究資料が大量に蓄積していると思います。その中には再び収集することができない貴重な標本類も多いと思われませんが、一般に研究者は自己の研究に没頭するあまり、先人の収集した標本類の保全はおろそかにされている傾向があります。そのため日本の大学では、これまでに多数のかけがえのない学術標本が失われ、再研究ができなくなりました。欧米の主要な大学では博物館は図書館と並んで不可欠な保全施設および研究・教育の拠点として位置付けられておりますが、日本ではまだ何らかの措置がとられておりません。このような学術標本類の体系的整理、保全、活用は、諸先進国に比べて著しく遅れているのが現状で、これまでに自然に関する研究と教育が真に根付かなかつた大きな原因になっております。

近年、環境問題や資源問題にも関連して、改めて自然の多様性に関する理解を深める必要性が強語されるようになり、ようやくユニバーシティ・ミュージアム設立の機が熟したと

考えます。保全すべき研究資料は年々増加すると思います。その質や量、必要な保全・研究施設の規模などは、大学によって異なることと思いますが、各機関の関係者におかれましては、この機にユニバーシティ・ミュージアムの設立や学科内の標本室の抜本的な整備に向けて特別のご配慮を賜りますようお願いいたします。御学におかれましては他に種々の計画もおありと察しますが、ぜひこの種の計画を高い順位に置かれて推進されますようお願い申し上げます。

## 動植物・化石の模式標本類の保全について

私どもが特に関心と懸念をもつのは、各大学で退官あるいは転職された分類研究者が残した動物・植物・化石の模式標本類が、どのように扱われ、安全に保管されているかどうかという問題です。数年前に行われた有志による予備的調査では、化石の模式標本類の保全状況は、大学によって違いはありますが、全体としてきわめて憂慮すべき状態にあることが判明しました。動植物でも多少の差はあれ、似たような状況にあるのではないかと予想されます。

いうまでもなく、模式標本とは分類研究者が新しい種や亜種を提唱する時に基準とする標本をいいます。これは厳密には1種につき1個体(または1セット)が存在するはずで、絶対に代替えることのできない標本であります。また、それ以外でも論文に図示された標本が後の研究者によって新種の模式標本に指定されることがあります。したがって、研究者が記載した標本(特に図示標本)はすべて模式標本に準じて安全に保管し、内外から閲覧に訪れたり照会を希望する研究者に公開する国際的な実務があると考えられます。

1. 標本の管理責任者がいる・いないにかかわらず、模式標本(植物では基準標本という)は代替えのできない人類共有の知的財産ですから、安全な保管に努めて下さい。
2. 模式標本はもちろん、研究論文に記載された標本は、できるだけ一般の標本から区別して管理し、内外の研究者の閲覧・照会に応じられるようにして下さい。
3. 以上に該当する標本は、散逸を防ぎデータベースに入れられるように、ラベルに模式標本(または記載標本)であることを示すマークをつけて、登録・カタログ化の措置をとるのが望ましいと思います。
4. もし、ユニバーシティ・ミュージアムの設立まで、模式標本類の保全に責任がもてず、散逸や破損が懸念される場合は、早い機会にしかるべき機関(公立の博物館など)に相談して寄託の措置をとって下さい。
5. 研究者が停年などで退職される場合、学科・研究室として記載された標本のその後の保全に十分配慮して下さい。個人所有は一般に望ましくありません。